

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和元年11月19日（火）午後1時30分開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

- 1 区制度の検討について

13:30

1 区制度の検討について

◎結論

企画調整部参事（情報政策課長）から、要望した資料について説明があり、これを聞きおきました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは、区制度の検討について協議に入ります。

前回提出いただいた資料の中で、情報通信技術（ICT）の活用について当局から資料の追加提出がありましたので、まず当局から説明をしてください。

○企画調整部参事（情報政策課長） 情報通信技術の活用について（今後、検討する取組）について説明いたします。なお、イメージ図もつけさせていただきましたので、御参照いただければと思います。

前回の特別委員会の中で、特に今後、検討する取り組みにおいて、市民サービスの向上の部分でどのようにサービスが変わっていくのか、また、どのように考えているのかということの補足資料が求められました。それに基づき作成したものです。

まず1、浜松市「デジタルファースト宣言」につきましては、先月31日に宣言をしたものですが、関連する取り組みということで、記載させていただきました。特にこの中の（2）で3つの戦略というものを示していますが、そのうちの②「市民サービス」のデジタルファースト【市民サービスの向上】ですが、AI・ICT等先端技術を活用し、市民サービスを最適な形で提供することで、市民の利便性の向上を目指すという部分に関係してくると思っております。

次に、2の今後、検討する取組です。こちらについては、前回3点ほどお示しました。それをより具体的な形で、今現在想定している範囲で説明させていただきます。

まず、（1）行政手続等のオンライン化です。こちらについては、大きく3点ほど取り組んでいくというイメージで、まず添付書類の廃止など手続の簡素化、いわゆるワンスオンリーと言われている部分です。続きまして、マイナンバーカードの普及促進ですが、今現在、やはり本人確認をする手段では最も適切な手段ということもありますので、こちらの普及促進を図っていきたいと考えております。そして、最終的な目標として、スマートフォン等による申請、手続、支払いの完結、いわゆるデジタルで完結をさせることに主に取り組んでいくというものです。

続きまして、(2) 無線通信技術を活用した行政サービスの提供ですけれども、想定としては、ショッピングセンターなど民間施設などに出向き行政サービスを提供するというものです。例えば、期間が限定される手続、市民税の申告でありますとか、また、時期により集中する手続、例えば保育施設の入所申し込みなど、市民ニーズや目的に応じ、基本的には臨時的な活用という意味合いではありますけれども、臨時の窓口を設置して活用できるのではないかと考えております。

そして、(3) 市の保有するデータのオープンデータ化です。オープンデータ化により、市民が日常利用する多様な情報機器や手段でありますAIスピーカーやチャットボット等のサービスの提供基盤の整備を今進めているところです。これにより想定されることとして、各種届け出や証明、高齢者のサポート、健康・医療に関することなど、はままつくらしのガイドにある市民が必要としている情報をAIスピーカー等、多様な手段かつ最新の内容で24時間365日の提供が可能となる、あるいは、届け出や健診の案内、またイベントの情報など、世代やライフシーンに応じまして24時間365日対応可能なチャットボット等を用いて、問い合わせ等に対応していく、このようなものに取り組んでいくということで、補足資料を提出させていただきました。

○高林修委員長 前は、この大きな2の(1)、(2)、(3)は項目立てだけだったものですから、詳細な説明を加えていただいたということだと思います。

それでは、ただいま説明があった資料及び9月26日開催の当委員会において委員会から要望し提出された資料について、前は文言等に対する簡単な質疑でありましたけれども、もう少し深掘りした質疑・意見を求めたいと思いますので、御発言をお願いいたします。ただ、いろいろな資料を行ったり来たりはしたくありませんので、私のほうで差配させていただきますが、今提出された情報通信技術(ICT)の活用について、まず質疑・意見があればお願いします。

○岩田邦泰委員 これは私のほうから請求させていただいた資料だと思います。前回、まさに文字だけだとちょっとわからないし、実際に市民の方がどういうことができるのかというのがわかるようにしてくださいということでの回答だと思います。もっとももっといろいろと技術革新が進んでいくことによって、できることもまたふえていくと思いますので、これにいろいろなことが追加されていくというふうに認識はいたしますけれども、今こういうことで考えているというのはわかりましたので、私は提出いただいた内容でいいと思っております。

○酒井豊実委員 この資料の2の(1)に、スマートフォンで完結と表現がしてありますけれども、完結というこの意味合いですが、どういう意味合いを持つのかということと、それから、そもそもデジタルファーストということで、ファーストというのは行政上もいろいろな意味を持って使われていると思うのですが、浜松市のデジタルファースト宣言のファーストというのは、もうこれを最優先で取り組むというイメージなのか、いわゆる国のデジタルファースト法というところにただ見習っただけなのか、そのあたりのところをまず確認させてください。

○企画調整部参事(情報政策課長) まず初めの完結の意味合いですが、これはまさしくこちらのイメージ1の図にあらわしたように、いつでもどこでも利用可能なサービスというイメージを持っております。したがって、やはり市役所だとかに来ずとも、自宅からでも会社からでも外出先からでも申請から最後まで完結できる、それを目指しているという意味です。そういった意味で完結という形で捉えております。

続きまして、デジタルファーストの意味合いということですが、あくまでも今後検討する取り組みにおいては、前回の9月26日に説明しましたように、本市の情報化基本方針というものに基づく取り組み

という形で進めております。また、こちらはあわせてデジタルファーストとも関連する部分があるということでの今回は紹介です。したがって、あくまでも今、私どもが考えているところにつきましては、基本的には情報化基本方針に基づいた取り組みの中でしっかりと進めていきたいという考えです。

○酒井豊実委員 今回のデジタルファースト宣言を推進していく、取り組んでいくということについては、たしかお二人の方とアドバイザー契約も結び、委嘱していると思いますが、そのアドバイザーは市の担当部署との関係で、この具体的な取り組みにどのようにかかわって、何をしていくのか、そのかかわり方についてお伺いします。

○企画調整部参事（情報政策課長） 今回、アドバイザーにつきましては、基本的には現在、政策補佐官のところで所管しておりますので、具体的な、求めている最終的なロードマップであるとかというところまでまだ情報共有はしておりません。ただ、少なくとも、今回この中で言う市民サービスのデジタルファーストにつきましては、当然連携をして進めていくというイメージです。

○酒井豊実委員 そうしますと、まだ情報政策課のほうでは、このアドバイザー契約をされた方の具体的な詳しいことはわからないということですか。

○企画調整部参事（情報政策課長） そのとおりです。

○高林修委員長 前回の4つの資料については、聞きおくことになっています。きょうもまだ質疑は受けませんが、ICTについては新たに出た資料ということで、このICTの活用についても聞きおくことといたします。

それでは次に、前回、皆様のお手元に各資料をお届けしてあると思いますので、まず資料1の合併以降の組織改正の主なものについて、補足、追加の質疑があればお願いします。

[質疑・意見なし]

○高林修委員長 次に、資料2の定員適正化計画の実施状況について、補足、追加の質疑があればお願いします。

[質疑・意見なし]

○高林修委員長 次に、ICTは先ほど終わりましたので、資料4の事務分掌条例制定の状況について、これは他都市の区長の権限についての資料請求があつて皆様のお手元にあると思いますが、これについて補足、追加の質疑があればお願いします。

[質疑・意見なし]

○高林修委員長 それでは、最後に資料5の外部団体との協定等一覧について、これも資料請求があつたものですが、これについて補足、追加の質疑があればお願いします。

資料請求は、当委員会のいわゆるミッションというか、区の再編の是非について検討する上でのものなので、その視点でもって質問なり意見なりをおっしゃっていただきたい。前回の委員会でも申し上げたように、追加の資料請求については受け付けをいたしますので、もしきょうここで追加の資料請求をしたいという方がいらっしゃったら、それも含めて御発言いただきたいと思います。

○酒井豊実委員 資料4ですけれども、事務分掌条例制定の状況ということで、各政令市の区長の権限はどういうことかということで提出をお願いしました。この提出資料イコール区長の権限というふうにも読み取れないわけですが、私としては、この数ある政令市の中でも同時期に大合併を果たして政令市になった新潟市の取り組みにかねてから注目をし、浜松市議会でもいろいろな委員会が何度か視察に行かれています。また、ホームページ上にも新潟市の取り組みについては結構詳細に載せられていて、区制度について外部団体、経済界を含めた協議の結果などについても議事録を含めて掲載

されているわけです。

その上で、2ページ目に新潟市の具体的な事務の例が16項目にわたって記載をされておりますけれども、ほかの政令市に比べて分量としては一番多いわけで、浜松から言わせれば、やはり区にさまざまな権限が残っていると。あるいは、新潟市は、浜松市がかつて言っていた都市内分権型の思考があるというふうに私としては認識しているわけです。その最下段の(16)のところに区役所の予算及び決算の総括ということがあって、ほかの政令市は、——浜松市にも見られない文言でありますけれども、このような区役所の予算、浜松市としては区役所の予算は現実どのようにどうなっているのか。ここに書くべき内容であるのかないのか。それから、予算及び決算の総括という表現があります。これについての認識をお伺いしたい。区役所が予算を持ち、区役所としての決算をしていると思われる書き方になっております。その総括をまた各区がやっているということのようですけれども、もしわかれば評価をお伺いしたい。

○高林修委員長 確かにちょっと言葉をかえて言うと、これは各都市の区長権限の一覧表です。ということは、その総括を区長がするかどうかということでの意味合いで、本市はどう考えるかということによろしいですか。

○酒井豊実委員 浜松市と比較してということです。

○高林修委員長 前回ちょっと説明させてもらいましたが、この下線を引いた部分については本市にはないということです。この(16)については下線を引いていないのですが、このところは、今の酒井委員の質問に対してお答えができるのであればお願いします。

○総務部長 これは浜松市においても区役所費というのを持っておりまして、庁舎の管理に要する経費でありますとか、以前はいわゆるA、B、C経費というふうに言いまして、区役所費というのは予算原案を区のほうで編成するという。もちろん本庁で予算をとって区で執行するということもありませんが、区役所費というものがある以上、予算・決算に関しては区長なりがかかわるということは当然あります。あと、区の協議会にも諮問して、その予算がいいかどうかということも答申をいただくということがありますので、予算と決算に関する権限もあります。ただ、これは条例のつくり方の話で、この新潟市で書いてあるような予算と決算のことは、本市としても当然行っておりますが、本市としては、それは内部的な話ということで、分掌事務としては載せなかったという、そのつくり方だけの話と理解しています。

○高林修委員長 現行与えられている予算についての総括ということなので、そういう意味でこういうふうな文言で書いていると思うのですが。

○総務部長 本市においても、(4)で、その他の事項ということもあります。そもそも区役所費のような予算を置くこと自体が分権的な置き方ということで、政令市になった時点では、区長が予算の編成にかかわらないという政令市もありましたが、区役所費というのがあること自体が区長に権限を与えているということにはなるというふうには理解しております。

○酒井豊実委員 いずれにしましても、私としても新潟市の状況をもう少し詳細に調べて、さらに勉強を深めたいと思います。

○高林修委員長 全体を通じて、そのほかの資料でも結構ですので、発言していただきたいと思いますが、追加の資料については、この委員会終了後でも結構ですので、請求をしていただきたいと思っています。

○太田康隆委員 この特別委員会が行政区のあり方とか再編についての議論をするということで、議

論を後戻りはさせないということによってきたのだけれども、現実論としてメンバーもかわっているわけです。そうすると、新しいメンバーの方にこれまでやってきた議論の押さえみたいなのもやっぱりやっていかないと、その先に進んでいけないというふうに私は思っています。

それで、先期、少なくとも今後の住民自治、行政サービスのあり方、新たな行政区、行政サービス提供体制について、何を確認していくのかということはある意味科学的にしっかりと章立てをして、まず今後の住民自治、行政サービスのあり方について第1章から第4章までを、合併の検証も踏まえてやってきた。その後、今度は第5章から6章、7章という章立てで新たな行政区、行政サービス提供体制はどうかという議論をしてきました。そのときのその議論の途中で、現行の区の合区を前提とするという、本当はそこをもう少し議論してくれと言ったのだけれども、そういう方針ですということで飛び越えた議論がありました。

翻って考えてみると、もともと行政区の数が多過ぎるのではないかという議論の一番最初に、平成20年、平成21年ごろの行革審からの区を削減するなり再編しろという指摘がありました。そのさらに前提となっているのは、浜松市が区も含めて出先機関が多過ぎるのではないか、要するに行政サービス提供をする場所が多過ぎるのではないかという議論がありました。私は、この前の7章立てで議論してきたときに、旧浜松市が中核市時代に行政サービスセンターとして設置したサービスセンター、いわゆる103業務を行うサービスセンターです。これが結果的に、旧浜松市時代は29カ所だったと思いますけれども、市町村合併によって結果的に40を超えるサービスセンター、協働センターがふえていったと。その効率、サービスセンターを設置していくことの是非を片方で議論しながら、例えばそこを廃止して統廃合していくのであれば、そのサービスは区役所のほうへ行ってやってくださいというような、そういう議論もやはりやっていかないといけないと思っています。ほかの指定都市をいろいろ調べてみると、福岡市もそうですけれども、160万人、浜松市のちょうど倍の人口規模のところ、面積は350平方キロぐらいだったと思いますけれども、サービスセンター、いわゆる出張所が2カ所しかないのです。そうすると、区が所管する広さ、あるいは人口の配分、そういったものと、なかなか区役所まで行くのは大変だからサービスセンターを置くとか出張所を置くとか、協働センターで市民サービスの機能として103業務をやるとか、そういうようなことと考え合わせながら、いやいやここは削って、区のほうで所管できるというような、やはりその検証をしながらいかないと。

先期の議論の前提は、区の数減らして出先の市民サービスセンターをサービスの拠点とするという話でしたけれども、そこはもう当局の考え方を前提としてやってきたように思います。私はそのとき、本当はそこをやらなければいけないのではないですかと指摘しました。ですので、これからまた新たに議論を、後戻りではなくて建設的な議論をしていくためには、新しい委員の方も含めて、そのところを、実態はどうかということを確認しながら議論を進めていく必要があるのだろうと思います。今ある、いわゆる出先の、何回も名称が変わっているのも私もついていけないのですけれど、第1種、第2種の協働センターが行っている、国民健康保険、介護保険とかの申請事務を含めたいわゆる103業務ですが、それをやっているところが何カ所あるのか、中には協働センターという名前を持ちながらやっていないところもありますので、そこは整理して、それが区ごとにどんな配分をされているのか。それから、実際に103業務を行っているサービスセンターで、実務としてどのぐらいの実績があるのか。例えば、この前調べた資料では、103業務と言いつつもほとんどやってない、やめてもいい、区役所に行ってくださいと言ってもいいような事務もあるわけです。それはやめることが効率的なのか、そのまま受け付けることが効率的なのかはわかりません。検証しないとわからない。そういうことも含めて、

実績として、その協働センターでどのくらいの事務を取り扱っているのか、それから人員配置、正規の職員が何人で非常勤が何人で、どのくらいの職員がそこに配置されているのか。

そういう市民サービスセンターは、中核市時代に全国に先駆けて浜松市がやったので、当時としては画期的なことだったと思います。しかし、サービスの提供体制を充実させていくということはコストのかかることですから、当時と比べて部分的に、場所によっては人口が減っている協働センターももしかしたらあるかもしれない。そういうこともきちんと押さえて、区ができること、協働センターでやることというのを、先期に進めてきた前提をもう1回見直ししながら議論していかないと、この話というのはなかなか前へ進んでいかないだろうというふうに思います。

つまり、今やっているのは、サービスの提供体制は充実させていきたいということと、効率のいい行政運営をしていきたいという相反することを実現しようとしているわけですから、結局どちらをとるかという話になる場合もあるわけです。ですので、そこら辺も含めて実態を、——古い資料はいろいろいただいていますので、委員のほうでそれを指摘してくださいといえば、ちょっと過去から調べて、いつこういう資料をもらっているというのを調べ上げないといけないのですが、恐らく当局のほうで把握はしているでしょうから、そういった資料を出していただきたいと思います。

○企画調整部長 今、太田委員からお話をいただいたのは、1種、2種の協働センター、いわゆる103業務を取り扱っているところが何カ所あるのかと。1種、2種に限らず、サービスセンター単独であるとか、ふれあいセンターもあります。それを今度は行政区ごとに、種別ごとにどれだけあるのかということと、いわゆる103業務と呼ばれているものの取り扱いの件数、実績はどうなのか。それから、それぞれに配置をされている人員、正規・非常勤等の区分をつけての人員。それと、過去の資料も確認はしますけれども、いわゆるエリア人口がどういうふうに推移しているのかというようなことだと思いますので、もし御指摘をいただけるのであれば、過去のこの資料というようなことも伺いながらというふうには思います。

○太田康隆委員 人口推移までは必要ないと思いますので、最新の、そこにどのくらいの人口が張りついているのかということ判断はできるかと思いますので、その辺の資料をお願いしたい。

○高林修委員長 今、企画調整部長のほうからは一応確認のお話がありましたけれど、やはりちょっと項目立てをして資料請求を出してもらったほうが後で間違いがないというふうに思います。

○太田康隆委員 どういった資料かは打ち合わせします。

○高林修委員長 そうしてください。ついでに申し上げますと、特にそのことについては、議論の後戻りをしているというふうには私は認識をしていないので、そういう資料請求は大いにしていただきたいと思っています。

○太田康隆委員 それと、この議論の進め方として、これは我々議会サイドの問題だと思うのですが、前回、先ほど申し上げた7章の章立てをして全部確認してきました。それで、結果的に住民投票というところに行き着いたというふうに思っています。やはり章立てをして議論していく過程で、先ほども触れたのですが、当局の考え方があって、それを前提として議論がスキップしてしまったところもあると思いますので、協議会で結構なのですが、我々議会として、どこら辺をどういうふうに確認し合って議論していくのかという進め方については、ぜひ1回話し合う機会を設けていただきたいということをお願いしておきます。

○高林修委員長 私も先期、この委員会に所属していたものですから、第7章については、今、太田委員が言われるように途中でスキップされたような印象が非常にあります。その件も含めて、もう一度、

副委員長とも相談しながら進めていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○波多野亘委員 主観というか、前回こういう資料をいただく中でのところも含めて発言させていただきます。先ほど来、委員長も言っているように、資料請求は区の再編を検証するために、改めて請求をするということなのですから、先ほどもICT利活用、デジタルファーストの話がありました。スマホで完結ですと。今、改めて、先ほど太田委員も指摘された今後の住民自治、行政サービスのあり方、新たな行政区、行政サービス提供体制の第1章からずっと見ている中で、今までの議論でもあったように、個人的には市民サービスがより効率的になって楽になっていく、向上するのであれば、その延長線上に区の再編があるということであれば賛成しますということは、もうずっと、終始申し上げております。そういう中で、前の期の4年間のうちの後半2年でこのような話になっていって、なおかつ私も会派代表をやらせていただいたときに、AIの利活用、Society 5.0というもので大きく行政サービスが変わるのではないかと、それは岩田さんも御指摘をされていたとおりです。

翻って先ほどの説明を聞いていると、もっと言うと、区役所も再編ができるのかもしれないけれども、サービスセンターも果たして要るのかというところぐらいまで、これから行政サービスも、この第4次産業革命と言われているAIだとかさまざまな使うことによって変わることができるのではないかと考えたときに、この提供体制の冊子の第1章から第6章までは合意しました。第7章については、私どもは飛ばされたという認識でいるわけですが、第3章のところ、最適な組織の検討だとか、第2章でも行政サービスだとかと出ているのですけれど、太田委員もおっしゃいましたけれど、具体的にどこでどういうようなものをするという全体像が非常に見えない。その辺が何か、これをつくるに当たって、前の期の後半の2年間で議論してきたときと今の状況は結構変わっているのではないかと印象を私は受けてならないのです。

当時からICTだとかを活用してということは入っていました。あとは、テレビ電話といったものも区再編をやりながら導入していきましょうというようなことがありましたけれど、それはあくまでも区の再編とあわせてという話で議論が進んできていたと思うのです。それが、デジタルファーストという形で、いや、区の再編ではなくて、もうやれることはどんどんやってくのだというような話が織り込まれていないとか、何か連動していないような印象を受けています。だから、余計にビジョンとして、どういうふうに議論を組み立てていくのかというのが非常に見えにくいし、もっと言うと、行政サービス提供体制のところというのは、何かもう1回、今のICT利活用も含めた中で具体策だとかというのが見える機会が欲しいということを思うのです。感想なので、別に結論はいいのですけれど。

もう少し言わせていただくと、先ほどのデジタルファーストの中でも、マイナンバーカードによってということを書いていましたけれども、これは私もうずっと委員会の中でも指摘しているのです。戸籍・住基関係、税の関係で140万件の窓口でのさまざまな取り扱い件数があるうちのコンビニ交付で4証明書ができますけれど、この前の決算でそれが七十何万件で、60.3%。それくらいできるような状況にあるにもかかわらず、マイナンバーカードの目標も達成できていない。その目標をつくる場所は政策法務課で、実際に現場を動かしているのは戸籍・住基担当。そういったことも含めて、本当にどこまでやる気があるのかというのがちょっと見えないとか、もっと頑張っていたきたいというのは本当に思うところなので、そういうものも含めて、実際にどう落とし込んでやっていくのかということが見えないと、区再編を進めていくべきなのかどうなのかというようなところの本質にたどり着けないと私は思っているのですが。感想です。

○企画調整部長 波多野委員の御発言は、確かに先期の特別委員会でも委員として御発言されていた

ことだとは私も承知はしております。ですから、とりわけ行政サービスが効率的になっていく、その延長線上に再編があれば賛成をするというのは重ね重ねおっしゃっていただいていることなので、そのイメージなどがどういうものかということが皆さん共有できるものなのかできないものなのかとか、違う観点があるものなのかとか、そういうことがあるかと思えます。

それともう一つ、これは本当に何て言ったらいいのでしょうか、私が受けた印象のお話なのですけれども、例えば今も委員からお話があったデジタルファースト宣言であるとかICTの利活用、——これは確かに先期のときからICTの利活用ということはお話をしてきたわけですが、ICTを利活用して、例えばマイナンバーカードによるコンビニ交付などになると、選択肢をふやすことにはなるのですが、全てそれに切りかわるということにはなかなか得ない。過渡期というものがあるのかもしれませんが、それが一定程度の行財政効果が出るような普及率という段階を迎えるという時期も来るのかもしれませんが、そのように思うのです。

ですから、先ほど御発言があったような、例えばスマートフォン等で完結というのは、スマートフォンなどのデバイスを利用して、そのほうが便利で使いやすいという方にとっては、また一つの選択肢を示せるわけですが、行政サービスというのは全てが全てそれに移行するということとは少し違うのだらうと。かつてはスマホやそういうデバイスを使えた方が、例えば高齢になって、身体機能の低下で機器を使えなくなれば、他の方法による市民サービスの提供、窓口サービスも必要になりますので、全てそれに移行する、そういう姿が完全に行政区の再編とイコールなのだということとは違うところで動く部分があるのではないかと、そのように思っております。

○波多野亘委員 やはり機器を使いこなせる人、それを所持できるかどうかという話もありますから、全てをそういうような形というのは到底無理というのは私も思っています。ただ、そういうような方向へ向けることによって、かなり人員は削減できるのではないかと、業務量を減らすことはできるのではないかとというのが前期の2年間の議論とは大きく変わってきているのではないかとということを私は指摘をされていて、そういう意味で言うと、さっきも言ったように、本庁、事業所、区役所、区出先機関の分類というようなのを第3章の最適な組織の検討の中でやったり、あるいは第5章で最適な行政サービスの提供というようなことをやりましたけれども、それについてももうちょっと具体的に踏み込む中で、区再編前提ではなくデジタルファースト宣言はしたわけですから、そういうものを織り込みながら、ではもっとどこまでできるのかみたいな研究はしているのではないですかと。前回つくった、この第3章、第5章がコンプリートされて、もう全く動かないものではないでしょうということをちょっと言いたかったわけです。先ほどの太田委員の話にも関連しますけれど、発展的にもう1回議論をすることもありなのではないかということが申し上げたかったのです。

○高林修委員長 それでは、資料請求については、太田委員のほうから追加の請求があるということで、ほかの当委員会に出された5つの資料については質疑・意見は打ち切りしたいと思います。

○太田康隆委員 資料6はきょうはやらないのですか。

○高林修委員長 資料6については、前回は一応御意見はいただきましたが、6についてあればおっしゃっていただきたいと思えます。

当局のほうは特に資料6については追加の説明はありませんか。

○企画調整部長 前回のときにいろいろと御指摘をいただいて、私どもの資料のつくり方が至らぬところもあったということでお話をしたとおりですので、追加の説明は特段ありません。

○酒井豊実委員 分野別組織の変遷だとか主なものを書いてありますが、非常に気になっているのは、

区の再編の中でも、職員の皆さんが中心になってかかわるべき防災対策、防災、災害に関する危機管理のことで、今回の台風が日本列島を直撃する中で、浜松市でも緊急避難所が開設されるということで、職員の皆さんにはしっかりと対応をしていただいたというふうに私の地元では思っていますが、新聞の投書では、緊急避難所へ行ったところ門があいていないということで、市役所へ電話をかけたら、大きな声を発して呼びかけてくださいというようなこともあったと。避難所が朝6時、7時ですか、開設されて、その近くに行ったら、そういう状況だということがあったと。また一部新聞報道では、正規の職員の対応だけということが全国的な対応の中で、臨時、非正規の方々、あるいは再任用の方が入るのかどうか知りませんが、防災対応では全国的に非常に人手不足だということが報道もされていて、注目をしました。区ごとの防災対応、あるいは図式というものは、昨年度までの特別委員会では資料提供がされてきたのか確認をしたい。また、変化、発展があるようならば、やはりこの資料に載せていただきたいと思いました。

○高林修委員長 私の記憶では、今、酒井委員がおっしゃったような資料、整理されたものはなかったと思います。

○企画調整部長（企画課長） 防災関係の話ですが、住民投票の説明会の際の資料に、1ページではありますけれども、区再編後も現在と同様の防災拠点数とし、防災機能を維持しますというようなページがありまして、そこでお示ししているものはあるということです。

○高林修委員長 その資料とは、区別の避難行動計画があるということですか。区別の避難行動計画も出ているのではないですか。それをもって、今の酒井委員の質問に対する答えとなりますか。

○酒井豊実委員 この秋の経験を通じて、我々中山間地域だけではなくて、いわゆる都市部でも市の対応、職員配置含めて非常に不安が高まったというふうに思っています。それから水害、内水面の氾濫を含めて、いろいろ不安が高まっている中で、各区分別、協働センター別、地域別、自治会別の対応がきちっと出てこない、区役所が統括するエリアの中での課題の不安解消になかなか結びついていかないものですから。我々議員としても、現場で地域の皆さんに対応する中で返答に窮するという状況も現実的にありますので、今出ているのであれば、またそれは資料として出していただきたいし、具体的な職員配置、人数、本当に的確に地域に配置されているのか、できるのかというところを確認させていただきたい。

○高林修委員長 いわゆる現行7区における区ごとの、人員配置もそうですけれど、命令系統とかということですよ。それも項目立てで書き出していただいて、当局のほうに出していただきたいと思います。

○企画調整部長 酒井委員のお話の確認ですけれども、今、直近の御発言を伺っていると、現状の体制について知りたいということですか。その項目をつくっていただくのはいいのですけれども、それに先んじての確認なのですが、現状について資料をというお話なのでしょうか。

○酒井豊実委員 この間の経過と現状、今年度時点の体制の確認。それが、何か不備ではないのかというところを具体的に聞いていますので、それを確認したい。それで解決すべきところの方向性、これについても区ごとのところで確認をしたいということです。市民の不安に応えるということです。

○高林修委員長 ここの委員会は、あくまで区制度についてですから、余り具体的な話になると交通政策・大規模災害対策調査特別委員会になると思います。要するに今の命令系統とか現状の7区でどういうふうに対応しているかということだけの資料でいいと思いますが、いかがでしょうか。

○酒井豊実委員 はい。

○波多野亘委員 資料6は当局のほうから、いろいろとある中で出させていただいたということでしたけれど、前回の中ではたしか細かな意見だとかそういったものは避けて、数字だとか、本当に確認すべき事柄どまりだったかと思います。そういう中で、私が質疑をさせていただいたのは、この資料6の中で、(1)のところは法定必置となっているけれども、区役所事務、それから福祉関係の課題、民生委員、児童委員だとか保護司会だとかというのは、法定なのか任意なのかというのを1つずつ聞いていたかと思います。法定の中で、ここに選挙管理委員会の設置というところで課題という形で書かれているということは、法定であるにもかかわらず、課題ということは、数が多いという認識でよかったですか。それが課題という認識で捉えているということでもいいですか。

○企画調整部長 前回の特別委員会でも波多野委員から同様の御質問、御指摘をいただいて、私からそれは数の話ですということで御答弁申し上げたと思います。

○波多野亘委員 行政区の設置に関する事とというのは、行政区の数とイコールになってきますから、それこそもう区再編以外でどうにも解決ができない話だと思うのです。翻って、前の期でもずっと言ってきましたけれども、課題に書かれているところの例えば保健師や栄養士も、これはずっと課題として出ているわけですが、今改めてこういうような形で出させていただいたわけですが、今後解決すべきというのは、先ほどのICTとか、デジタルファーストの導入ではないのですけれど、あの辺の話というのも区の再編とあわせてデジタル化を進めていきますという表現がありました。今もって、この課題は、区の再編でしか解決できない、この法定の部分は別としても、どういう課題の解決をしようとしているのか、改めてこれは確認させていただきたい。これは平成24年の区、それから区への来庁者、職員へのアンケートでももうずっと載っていて、ずっとこれ問題です。

課題というのは解決できるときにどんどん解決して行って潰していけばいいものだと私は理解するのですけれど、結局どういう手当てをして、どういうふうに解決をしていくのですかということもずっと聞いたけれども、例えば保健師だとかそういった部分については、条例を変えなければいけないからやらないのだと言って、かたくなにずっとやってくれないまま来ました。どういう意味合いでこれをまた課題として挙げていて、どんな取り組みをされようと思って前回これを出されたのか。その辺のところを改めて確認させてください。

○総務部長 これまで申し上げてきたことは、区の再編についても条例マター、そして福祉事務所の設置についても条例マターということと、仮にですけれど、先に福祉事務所の条例を改正して、その後また区の再編によって——再編の議論がどうなるかというふうなこともよりますが、それで朝令暮改のような、また改正することがあっては好ましくないというふうなことで出させていただきました。それから同時に、前回の委員会の議論でも、全く切り離してできないかということでは、条例改正自体は、福祉事務所条例を改正すればできますので、それはやってできないことではない、全くできないということではないと。ただし、朝令暮改のおそれもありますし、またどんな形にするのか、福祉事務所を1つにするのか、2つ、3つにするのかということで、当然2つ、3つにするということになると、なかなかデリケートな話になるということもあって、やはり一緒に議論したほうがいいということでした。

それと、区役所だけではなく、市民からすると、本庁の出先の土木整備事務所でも、区役所でも、協働センターでも、要は市の出先で、近くでサービスが受けられれば、区長の部下であっても土木部長なり健康福祉部長の部下であっても、本庁まで来なくてもサービスが受けられればいいという話もさせていただいて、そういう意味で、区の再編だけではなく、出先機関の総合的見直しというふうなこともさせていただいています。そうすると、やはり一緒にやったほうがいいのではないかとということで、これ

まではずっと申し上げさせていただいたということです。現実にはこれまでそういった経緯もありますし、今回も解決していない課題としては現にあるということで、ここに載せさせていただいたということになります。

○波多野亘委員 それは今までも聞いていたところで、これまではというお話のとおりなのですが、改めてこれを出したのは、ではどういうタイミングでどういうふうに関係を解決していこうと思っているのですかということを知りたいのです。法定必置で区役所の数とイコールになるもの以外のこの課題というものは、どういうふうに関係を解決していこうと思っているのか。前回のとき、これは当局側からの資料ということで出していただいたわけですが、これはこういうことがありますよ、今期また新たに特別委員会が始まったから認識してくださいというレベルで出されたものなのか。その辺の趣旨は、前回そこまで突っ込んで聞けなかったと思いますので、そういう意味での確認ですが、いかがですか。

○企画調整部長 今回の波多野委員の御質問について申し上げるのならば、認識のレベルだと思っております。といいますのも、前回の特別委員会はちょうど議会開会中の開催でして、その後、本会議での質問、それから答弁もあって、少し行政区再編のことについての質問もいただいたというようなこともあり、そのときに市長から御答弁申し上げ、あるいは10月の末でしたけれども、市長の定例会見等で、記者の方から本会議での答弁内容についての質問をいただいた際に、市長がお答えしたとおりの状況だと思っております。

今、具体的な案を持ってお示しをするというような状況ではないことは承知しておりますけれども、きょうも御発言をいただきました、先期において議論をしたものの中の、いわゆるスキップされた部分、飛ばされた部分、納得していない部分としての前提の一つとしての合区による再編のことについては、それにこだわることなく、選択肢の一つだというのが、前回の委員会、そして本会議での答弁を経ての今の私ども当局の側から少しお答えできることだと。ですから、この資料は今からすれば当時の、その答弁前の認識を示したという資料です。

○波多野亘委員 そのあたりも委員長からも進め方のところでは伺っておりましたけれども、ただ、もう本当にこれも何回も言っているのでも申しわけないのですが、やはり課題として、職員の皆さんにこういったことがあるということ、それをたしか私、平成29年3月くらいのときに、対応、一覧表を出してくれということを出していただいた中にも、これは載っていました。そのときにも申し上げましたが、やはり課題となっているものに対しては、スピーディーにやれるものはもうどんどんやりながらいかないと。

組織は生き物だと思いますし、その証拠に、前回配っていただいた資料1でも、大分大きく組織は変えてきているわけです。特にそれは組織の話だから市長の専権事項というところで、我々に報告だとか、こんな形にしたいという話はあるものの、では大きく言って変わってきたのかというと、別にこちらからもそこは言わなかったけれども、市長部局として柔軟な対応をとってきたわけですから。そういうことも含めて、その組織だけではない、この課題については、先ほどのICTといったものの導入と同じように、やはり早く取り組んで解決していくべきだと思っておりますということを再度表明させていただきます。

○太田康隆委員 先期までの議論というのは、こういう問題があるので、それは区の再編をしなければ解決しませんということで、このような事例で取り上げられたことが結構ありました。だけど、現実には、例えば元目庁舎へ税の関係を一元化したりということはやっているわけです。10年間の中でさまざまな行政効率を上げるために取り組んできている事例もあるわけです。だから、できないというのは、

やはり何か言いわけに使っているように思えてしょうがないのです。

だから、区の再編と関係なく、やはり浜松市として、先ほどのITの導入にしても、やっていくことがプラスになっていくということはどんどん取り組んでいていただいて、行政区の再編とか、行政制度を何かいじらなければ解決しないようなことというのは別のところにあるのだよという、やはりしっかりとした議論を私もしてきたと思います。だから、ぜひそこは整理して、質の高い議論をしましょう。お願いしておきます。

○高林修委員長 それでは、この件については、とりあえずきょうのところは打ち切りといたします。

○松下正行委員 ちょっと次元は違うかもしれないですけど、次の区の再編についての議論への少しでもステップになればということで提案をしたいと思います。それは、天竜区のことでありまして、9月28日の新聞報道によりますと、9月27日の県議会において、天竜区選出の中谷多加二県議会議員が一般質問を行いました。その中で、具体的には再質問になると思いますが、天竜区は浜松市のお荷物だと言われると。ならば、浜松市を離脱して天竜村を目指すのも選択肢だという考えを述べられています。これは、区の再編を協議している私たちにとっては極めて重要な内容ではないかというふうに考えます。

そこで、天竜区選出の市議会議員も3人おられます。そういう方々から改めてこの内容について考えと、また天竜区の住民、市民の皆さんの思いとか考えを伺ってはいかがかと思います。そして、その御意見を踏まえて、今後の協議で検討いただければと思います。

○高林修委員長 ちょっとお聞きしたいのですが、ここに酒井委員もいらっしゃいますけれど、当委員会に天竜区選出の3人の議員に来ていただいてというところについては事務局に確認しますが、住民の皆さんの思いとか意見をというふうにおっしゃられたので、そこだけ確認させてください。それは、今の話の流れでいうと、この委員会に住民の皆さんの代表の方とかを呼ぶということになるのですか。

○松下正行委員 それができれば一番いいのですが、なかなかそこまではちょっと難しいかと思うので、まずは天竜区選出の市議会議員の御意見を伺う中で、住民の方の意見も伺った方がいいかと思ったので、つけ加えたわけです。そこら辺が、本当に住民がそういう方向性の意見を持っているかどうかというところをやはり確認しないと、県議が言ったことが本当だという話になると、またこれは区の再編を議論する中ではどうなのかというところがあって、今、話をさせていただいたわけです。ぜひそこら辺の確認をしていただければ、次の段階の議論のステップにはなるのではないかというふうに思っている発言です。

○高林修委員長 今の松下委員の御発言について、皆様から御意見はいただきたいとは思っていますが、その前に事務局に確認させてもらいたいのですけれども、酒井委員はここにいらっしゃるのだけれど、特別委員会に、ほかの2人の議員にここに来ていただいて、御発言いただくことについてはルール上問題ないのでしょうか。

○議会事務局長 浜松市議会会議規則の中に、委員外議員の発言というところがあります。第107条ですが、その中では、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、出席を求めて説明または意見を聞くことができるというところがありますので、できないことではないと思います。

○高林修委員長 可能だということによろしいですか。

○議会事務局長 可能だと思います。

○高林修委員長 今、事務局に確認して、この委員会に来ていただいて御発言いただくことについては問題ないという確認がとれましたので、その上で、今の松下委員の御発言について、皆様から松下委員に対して御質問があれば、まずは御発言いただきたいと思います。

○太田康隆委員 中谷県議が本会議で質問された内容はすぐ取り寄せまして、私も持っています。県知事の答弁も持っています。しかし、その答弁の内容というのは、大都市地域特別区設置法、いわゆる大阪都構想に倣って人口要件が満たされれば特別区としてというような、そういう答弁で、なかなか難しいという結論でした。

私も天竜区をどうしていくかというのは、今、浜松市として真剣に考えなければいけない大事な問題だと思っています。平成17年に4万2000人だった人口が今2万8000人台まで激減していると。これは市町村合併によってということだろうと思います。しかし、だからといって、では天竜区を分離独立するというのを軽々に議論すべきではないと思いますので、天竜区の議員の意見を聞いてどうのという、そういうようなことを今、直ちにやるということは非常に危険だというふうに思います。

それよりも同様の一般市として、人口2万人、3万人のところというのは全国にあるわけです。平成合併のときに市が結果的にふえたのです。合併によって市は減ったのだけれども、町村合併によって市が新しく生まれたという背景があります。だから、人口2万人、3万人の一般市がどういう財政規模で、どういう歳入構造を持ってどんなふうに運営しているか、人口がどうなのかということも任意の勉強会なり何なりで研究しながら、やっていけるのかどうなのかというようなことをしっかりと検証しながら言っていけないといけないことだと思います。直ちに県議会での答弁でもって、その該当の区の選出の議員に聞いていくというのはちょっと危険なのかなと思います。

ですので、やはりしっかりと研究していくテーマであるだろうとは思っています。独立しないまでも、どんなふうにしたら、天竜区をどうしていくのが一番いいのかという議論というのは非常に大切なことだというふうに思います。

○松下正行委員 今、太田委員が言われたことももちろんだと思っていますし、私は別にこうでなくてはいけないというあり方はないと思っています。ただ、提案としては言わないといけないという思いで、今言わせていただきました。ですから、この特別委員会に天竜区選出の議員を呼んで直接聞くというやり方もあるし、今、太田委員が言われたように勉強会という形で、他の政令市の中の中山間地、過疎地といいますか、そういったところの現状との比較で、やはり天竜区の住民、市民がどう思っているかということが一番大事なので、そこを天竜区の代表である市議会議員にもしっかりと意見を聞かなければいけないのではないかとということで、指名みたいな形で言わせてもらいましたが、天竜区の3人の市議会議員の意見も重要ではないかということでも言わせていただきました。

形は問いませんが、天竜区を浜松市としてどうしていくのだということを、やはりこの区の再編の議論の中でしっかりと議論をするということが大事だというふうに私は思っています。こういう形でなければいけないというふうには思っていないので、勉強会でもどんな形でもいいので、例えば他都市の中山間地、過疎地と比較をしながら、浜松としてはこうしていきたいというものがしっかりと市民、天竜区の住民に伝わるような議論にしていなければならないというふうに思います。

○波多野亘委員 確認です。9月27日に中谷県議が議会で質問されて、それがそのとおりなのかどうなのかというお話がありました。その中で天竜区選出の市議の方に意見を聞きたいと。市民の考えがどうなのか、思いがどうなのかということでしたけれども、中谷県議の発言が天竜区の意見を全て反映されているのかと同じように、3人の市議も天竜区の皆さんの意見を、——ではその人たちが言ったから全てそうなのかということにも当たると思うのですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

○松下正行委員 今、波多野委員が言われたことも当然あると思いますが、逆に言うとそれでは天竜区のことについて、ほかの区の議員がどれだけ知っているかという話に当然なります。天竜区を代表す

る市議会議員ということになりますので、そこはあくまでも参考という形ですが、やはり聞く必要はあるというふうに思うのです。そういう思いで、3人を名指ししてしまいましたが、そういう何らかの形で意見の集約といいますか、思いといいますか、それが中谷県議の質問の中でこういう言葉を言われたというところが本当にそうなのかというところを確認するのは大事なことはないかと思えます。

○波多野亘委員 公開・非公開、それから勉強会なのか、どういう形かというのは問いません。あとは他の過疎地との比較みたいなお話がありました。松下委員が天竜区のことをやはり大切に思われているということもわかるわけですが、ではそういったものを踏まえて、今後の区の再編の中で検討していくというようなお話もされましたけれども、ほかの区の皆さんの意見、大切なのは天竜区だけではないと思うのです。松下委員がお住まいの西区だったり、あるいは北区だったり、それぞれの意見が当然反映されなければいけないと思うのですが、特に天竜区からというところはなぜですか。

○松下正行委員 やはりきっかけは天竜区選出の県議会議員が天竜区のことを思って質問して、再質問しているという、そこがポイントだと私は思っています、あくまでもきっかけの事例として話をさせてもらっただけです。それは当然、今ある7区のそれぞれの思いというものを受けて、市議会議員も改選で当選されてきたというふうに思っていますので、そういうものを含めながらという意味です。

だから、天竜区のことだけということではないですけど、たまたまこの中谷県議が天竜区が地元ということで、私も議事録を読ませてもらいましたけれど、ほとんど全て天竜区のことについて質問しています。そういう中で、答弁を受けた再質問の中でこういうことを言われたということなので、そこがちょっとひっかかったので、中谷県議の質問の中の言葉を引用させていただいて、天竜区のことについて言わせていただいたのです。

ほかの区のこと、自分も西区ですけども、当然、西区のこと大事だと思っています。それは全体の議論の中で天竜区のことをたまたま今回中谷県議が質問で取り上げて、こういう言い方をされたのでその確認と、ほかの地域との比較等をしながら、区の再編の議論の中で検討されていけばいいというふうに思った次第です。

○波多野亘委員 今初めて伺った話ですし、私ども会派には個人的な感想はそれぞれあると思います。それで、私もこのメンバーだけで決めていいかという、なかなかうちの会派はそういうわけにもいかないこともあると思いますし、まだ言い足りていない方、いろいろ確認したい方もいらっしゃると思うのですが、特に形式に捉われないということになったときに、本当に何を確認したいのかというようなことだとか、やはりもうちょっと文書なりで見える、あるいは検討できるというようなものをまずはいただきたいということは思います。後ほどいいので下さい。

それとあわせて、私はやはり天竜区だけではなく、天竜区はもちろん、さまざまな地域を、——よく鈴木市長がおっしゃるような一つの浜松という中で、どのような形で持続可能性を求めてやっていくのかという、その体制を考えるのがこの特別委員会の役割だと思います。きっかけはあったとしても、個人的なことを言わせていただければ、冒頭申し上げたように天竜区の市議が全ての天竜区の皆さんの意見を反映しているのかというのはわかりませんし、これまでも住民投票へ持っていくまでに、当局は副市長も入って天竜区でのヒアリングもやっているというようなところを、では今後特別委員会としてどのような形でやっていくのかというようなことも含めて検討すべき話であって、個人的には3人の市議の皆さんにそれぞれ、特に公開の場で聞くということは私はちょっとどうかという意見を持っていることを表明しておきます。

もし検討するというのであれば、私は会派代表者として持ち帰らせていただきたい。

○鈴木育男委員 松下委員の意見もわからないでもないのだけれど、要するに、我々浜松市としてどう考えるのかということで、天竜区の市議の皆さんはそれぞれの意見は当然持っていらっしやると思う。ただ、それを公開の中で、平場で出せというのは、私はちょっと酷ではないかなと。ちゃんとした本当の思いが言えないと思うし、本人の思い、それから市民の思いというのはきっとギャップもあると思う。それを我々の判断にしてくというのも何かちょっと違和感があるというのが今の正直な気持ちです。

それで、平成の大合併を経験してきて、その当時の国の施策のあめとむちとの中で、中山間地がどう生きるかという中での選択なわけです。それは非常に厳しい選択をしたと思います。それで、その選択をして、旧浜松市もそうだし、それ以外のところも、それを全部よしとして一つの浜松市というか、浜松市をつくったわけです。ですから、あの気持ちがあったら、では今の天竜の状況を見て、それに対していろいろ心配する向きもあって、そういう発言も出たわけだと思うのだけれど、ひっくり返せば、今の天竜区が、例えばそういう意見が出たなら、ばかにされているぞと、浜松は頑張らなくてはというふうに私は思うべきだと思うのですよ。それをちゃんとみんなでやってこうよと、こんなばかにされたことを言われて、では浜松市の行政は何をやっているのだ、浜松市の議会は何をやっているのだというようなことは私には思えてしょうがない。人をばかにするなど。ということは、ひっくり返して言うと、我々がその役割をまだ果たしていないというか、要するに浜松市そのものがそういった思いに対して応えているという部分が少ないのかなとも我々が感じなければいけない。そこら辺が一番の根っこだと私は思います。ですから、正直言って、個々の話は個々に聞けば私はいいと思う。それでみんな共有をしていけば。こういう平場でやっちは、私は天竜区の議員の皆さんに対して非常にちょっと酷なことになるのではないかという感じがしています。

いずれにしろ中谷議員のこの発言は、多少ショックを感じました。こんなふうに言われるのだ、こんなふうにとられているのだと。合併して損したと言われるのは非常におもしろくないというか、論外というか、そういう感じがします。そういった部分も考えて、ではこうした場で、これから先の浜松をどうしてくのですか、今まで一生懸命行革をやってきました、例えば行革のその先に区の再編があるのならば、その辺は本当にしっかりとこの場で議論して、ゴーなのかだめなのか、それをやっていくのがこの場だと思います。ですから、そのために、先ほどの意見は、みんなもっと行政サービスをしっかりとしまし、浜松市をもっといいまちにしまし、ということ議論しているわけですから、それをやはりしっかりとやってくべきだと私は感じています。一県会議員さんがおっしゃったことに対して我々がというのはちょっとと私は思います。

○関イチロー委員 松下委員の御提案というのは、私自身、きょうのお話を聞いていても、今あるこの特別委員会の膠着状態、これを何とか動かそうというか、違う視点から、異なる視点からこの問題を見るということでは、ある部分で非常に傾聴に値する話なのだろうと思っています。ただ、先ほどの御意見の中にあつた、合併をしたから人口が減っていったのだということというのは、これは実際にちゃんと検証していないところがある。合併をしてから実際に人口は減っています。ただ、大ざっぱに調べたところからいうと、その前の同じぐらいの期間も、同じような人数が減っているのではないのかと思うと、これは必ずしも合併をしたからということでもいいのかどうか。それからまた、中谷議員がその辺のところをおっしゃったように思いますけれども、そこのもちゃんとした検証をせずに全ての原因を合併によってそういうことになってしまったというところへ持っていくのはなかなか難しい話なのだろうと。

それからもう1点は、これは制度的には難しいのかもしれませんが、本来は天竜区選出の3人の市議に

お話を聞く前に、まず中谷県議が実際にどういう思いでこのお話をされたのかということというのは、さっき鈴木委員もおっしゃられましたけれども、12市町村の首長、それから議会がかなりもうガチンコで熱気のある中でこのことを進めてきたわけです。そういう状態があったにもかかわらず、その部分というのはどういうふうにとめられて、それから、実際にそれは市町村のレベルで合併をして政令市になりましょうという話を持ってきたところからいくと、これはちょっときつい言い方になるかもしれませんが、中谷県議のおっしゃられることというのはかなり僭越なお話をされた。そういう意味からいくと、ではそのところでどういう真意があるのかという点からいけば、これは制度的に難しいのかもしれませんが、ここへ来て、中谷県議にどんな思いでそれを御発言されたのかというふうなことをまず聞くのが最初なのかなというような気がしております。

それからもう1点は、天竜区ばかりではないですよというお話もありましたけれども、それはぶっちゃけた言い方をすれば、旧浜松市以外の方たちもまたこれはどうなのかということ本来は聞くべきなのかもしれません。ただ、この辺の話をし出すと、なかなかパンドラの箱をあけるような話になっていくのは覚悟しなければいけないのかなというような思いがします。

それともう1点、天竜区の思いを、では誰が伝えるのだということからいけば、誰が伝えたって、全ての思いを伝えることというのは不可能です。ただ、天竜区以外の議員が天竜区の代弁をするというのは、これは難しいのだろうというような気がします。公開・非公開というような話になるとこれは非常に微妙なのですが、ただ一つ言えるのは、いろんな思いの天竜区の皆様方の御意見がある中で、市議お一人お一人の思いを伝えてもらうというのは、場合によると、御発言をいただく市議に踏み絵を踏んでいただくようなお話になってくる。その辺のところも我々は十分に考慮して、もしそういうふうになるのであれば考えなければいけないのだろうと。

ただ、一番先に申し上げたように、膠着状態というか、違う視点での我々の議論も必要だということで、松下委員の提案というのは評価したいと思います。

○岩田邦泰委員 やはり天竜区というのは雨が降って土砂災害の可能性が非常に高かったり、距離的なものだったり、森林が多くあったり、あとはさっきから人口が減り続けているという話もありました。一つの浜松の中でもかなり特色のある場所だと思っています。ですので、ほかの区と一緒にということになかなかできないのだろうというふうにはちょっと私は思っていて、議員の皆さんの声を聞くチャンスがあるということであれば、非常に参考になるのではないかと思います。その方法をどうするかというのはまた、今すぐ結論は出ないとは思いますが、いいことなのかなというふうに思っております。意見です。

○酒井豊実委員 積極的な御提案をいただいたと思いますし、これは天竜区に住んでいる全ての、約2万9000人の住民が一人一人日々思っていること、考えていること、心配していること。これは天竜区の中でも、各地で若い人たちの活動があったり、高齢者の生き生きとした活動があったり、そこに希望をつくりつつあるという側面もあるわけです。昨年、区の再編の説明会を各地域で、北遠でもやる中で、当時の議員の皆さん方が、初めて水窪まで行った、初めて佐久間まで行って、地元の方の生の声を聞いた。その距離感を体験されたり、帰ってくる時に大雨が降って、もう本当に生き地獄のような中を帰ってきたというようなことも感想として漏らされていた。まさに、それが瞬間的であっても、浜松市の中の60%以上を占める、今もお話にあったような天竜区であり北遠の姿で、そこに住民は365日暮らしている、なりわいをしている。子供たちを育て、小学校、中学校、専門学校、大学にも地元から通わせているということでもあります。

この間、秋に入って11月から天竜区内で産業観光まつりがそれぞれ盛大に行われまして、ここにいらっしゃる議員の皆さんの中にもはるばると、水窪、天竜、佐久間、そして土日と春野で開催されましたので、私も面会をされた議員の皆さんもいらっしゃいました。ありがとうございます。そういう中で地元の熱気、よくしていこうと、頑張り抜こうという、そういう姿に触れていただいたと思いますし、たくさんの物産もお買い求めいただいたと。まさに都会では味わえない山の心と、それから産物の味と、これを持ち帰っていただいたと、そんなふうに思っております。そういう交流を生みの形で続けていく、さらに深めていくということがお互いのことを知り合うし、独自性を、これはそれぞれ尊重して尊敬し合っていかなければいけないと、そんなふうにいるところなんです。

もう1点だけ、ちょっと私的なことで申しますと、市民の意見としては、先般の市議会議員選挙の折にアンケートをとらせていただいて、私のところへは400人を超える方から区の再編についてのアンケートも郵送で戻ってまいりました。その中にはたくさんのことが書き連ねてありますので、その全文はファイルにしてありますので、また何らかの折に披露する場があれば披露してまいりますけれども、本当に切なる思いで、希望を持って、心配もしながら頑張っているというのが、概略ではありますけれども天竜区民の姿かと思えます。

中谷県議の質問は、私は質問されるまでは知りませんでした。天竜村という、そういう表現に対してはちょっとショックを受けました。それ以上は申しませんが、また勉強を深めていきたいと、そう思います。

○高林修委員長 松下委員の御発言、それにかかわる皆様の御発言については、聞きおくことといたします。

それでは、ことしじゅうにもう1回委員会を開きたいと思っていることだけは皆様にお伝えいたします。

それでは、以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:07